

都市居住史研究会  
代表 谷 直樹近世「町」共同体における都市居住システムに  
関する研究(2) (梗概)

## 1. はじめに

本研究は、近世の「町」共同体の空間構造と社会構造を解明し、わが国の風土や伝統の中で育まれてきた都市居住のシステムを描き出すことを課題とするものである。研究方法は史料研究を基礎としつつ実地調査を併用している。前稿（近世「町」共同体における都市居住システムに関する研究(1)）においては、京都の山鉾町、大坂の船場、奈良の奈良町における個別の「町」を取り上げ、その集住形態、家屋・居住者の動態、町の運営と管理の3点について検討した。

本年度は第2年度として、京都・大坂・奈良における「町」の存在形態を相互比較しながら、近世「町」共同体における都市居住システムを総合的に論じたい。

本研究で取り上げる「町」の空間形態は道路をはさんだ両側の町並みによって構成され、地縁的な住民組織によってコミュニティを形成していた。「町」は家持層と借家層から構成されていたが、その運営は家持層のみが行い、彼らによる家屋敷の共同保全を目的とした地縁的共同組織という性格をもっていた。また「町」は独自の法である町式目を定め、寄合によって町政を自治的に運営し、さらに防火・消火などの義務を負う自治団体といえるものであった。一方で「町」は封建都市支配の最末端の単位組織とされ、都市の住民は「町」を介して支配されていた。

江戸時代の都市生活を考えるうえでとくに重要なことは、近代以降の原則とはかなり異なり、自治体の公共事業によって問題を処理しようという考え方がなかったということである。近世においては都市生活にかかわる行政機能(法令の伝達、宗門改め、土地台帳の管理)、幕府が課してくる公儀御用や行政経費の負担は、原則としてすべて「町」が管理・遂行した。

このことは逆にいえば、都市生活の中で「町」が非常に大きな位置を占めていたことを意味している。道路や溝の管理、火事の対策、捨子や行倒人の世話など身近な生活空間の管理、宗教・文化行事など「町」のもつ公共的な機能は大きなものがあつた。そして日常生活にかかわる様々な問題を共同責任で処理する中で、「町」に対する共同体意識も育まれていったのである。

## 2. 「町」の社会構成

## (1) 「町」の構成員と生業

江戸時代に「町人」といえば、狭義には家持、つまり土地・家屋を所有している階層を指す。江戸では土地のみを借用する地借りの形態が多くみられるが、京都・大坂では一般的ではない。「町」の運営は原則として家持により行われ、借家人は参加することができない。身分としての借家人は家持の下に位置するとされ、都市における貧民層＝借家人という観点が長く支配的であった。これはおそらく江戸における借家人、とくに江戸周辺の農村部から江戸へ流入した裏長屋の住人に代表されるイメージによって作られたものであろう。

しかし京都・大坂では家持と借家人の身分関係は必ずしも経済的な貧富の関係に直結するとはいえない。とくに表借家人は居住のスタイルとしての借家を選択した人と考えるのが妥当である。たとえば京都進出期の三井家や大坂の鴻池家の一族のような有力町人が借家をしていることに注目すべきであろう。一面からいえば、町政に参加できないということは責任がなく負担もないということで、町を超えた営業活動をしている町人にとって都合がよいということもあつた。

「町」の生業構成をみると、たとえば西陣機業地帯の織物関係、祇園町のお茶屋、東西両本願寺内町の仏具商、二条通の薬種商のように同業者町を形成するものがある。西陣では西陣織の複雑な工程に合わせ、それぞれの工程を受け持つ職人が町に集住するという状況が生まれている。ほかの仏具商・薬種商の集住地帯は同業者が集住する、いわゆる同業者街の色彩が強い。京都・大坂・奈良では、このような町と特定業種との結びつきは都市のにぎわいを彩る要素であり、『京羽二重』『難波丸綱目』『奈良曝』といった江戸時代の地誌類には必ず掲載され、人目をひきつける要素となっていた。

町の構成原理は、俗に「町共同体」といわれるように、住民をつつみこみ、生活も生業もその範囲を逸脱しないことを求められるのが江戸時代初期の状況であった。この範囲内で、たとえばもろもろの講や祭礼組織がその内部に生まれるのは当然のなりゆきであろう。

一方で大坂や京都では経済の発展とともに、町と町の範囲を超えた組織との間に緊張関係が生まれた。たとえ

は商家の同族集団が町内に居住するような場合で、京都六角町の三井家などはその好例であるといえよう。町内の集會に三井家では、当主は中座し、あとは名代が務めることが恒例になっていて、商家の論理が町の構成原理と相対していたことがうかがえる。むしろ、経済活動が盛んで、人の動きが激しい大都市にあっては、「町」に運命共同体的な原理を貫徹することは困難で、そこに「町」の内部の変貌をみるることができる。

## (2) 居住者の動態

ここでは人口の変遷、家持層・借家層の比率と変遷について、都市レベルと「町」レベルに分けて検討したい。

江戸時代の都市人口を概観する基礎資料としては、幕府によって享保11年(1726)以降、6年間隔で実施された全国的な人口調査があり、江戸時代中期以降の変遷については考察が可能になる。京都(洛中および洛外町続町)の人口は18世紀以降35万人を前後している。他方、寛永11年(1634)の洛中人口として、410,089人という比較的信頼できる数字が残っている。江戸時代初期から中期にかけ、かなりの人口減少がみられる。これは江戸時代中期から京都の政治的・経済的地位が相対的に低下したという事実と対応関係にあると考えられる。

大坂三郷の人口は寛永11年に404,929人という高い数値を示しているが、これは大坂の陣後の復興政策による人口流入によるもので、復興が一段落すると著しく減少し、慶安4年(1651)には、188,000人にまで落ち込んでいる。しかし17世紀末から18世紀初頭にかけて新興商業都市として発達し、人口も宝暦6年(1756)に409,984人を数え、寛永期のレベルに回復している。それ以降は30万人から40万人の間を前後しているが、概してみれば18世紀中期から年を追って減少傾向にある。これは都市部での高度成長期が過ぎ、経済的な成長はむしろ周辺農村に及んでいるからであろう。要するに大坂の人口は大坂復興による寛永年間と、商業都市として発展した17世紀末から18世紀初頭との、2つのピークがあった。

奈良は最盛期の元禄年間(1688~1704)に35,000人を数えるが、概して変動は少ない。東大寺・興福寺をはじめとする寺院の門前町としての性格からいって、京都・大坂のようなダイナミズムに欠けている。

つぎに「町」単位の人口動態をみると、京都では上京の花車町における文政2年(1819)から50年間の町内人口の推移が判明し、最大値が文政4年の276人、91世帯、最小値が文久元年の175人、47世帯となり、概して幕末になるほど減少している。ほかに大坂の北久太郎町二丁目と菊屋町、奈良の東向北町の人口が明らかになるが、必ずしも一定の増減傾向を示しているとはいえない。ただ各戸の非血縁者(雇用者等)を除いた家族構成は、夫婦とその子を中心とした、今日の言葉でいう「核家族」が

中核になっているのは注目に値する。また単身者世帯も珍しくなく、家族構成のみからみれば、すでに近代的な居住形態が定着しているといえよう。

最後に家持層と借家層の比率をみておきたい。まず都市レベルでは、奈良町は元禄11年において借家が50%、大坂では元禄2年に借家が84%を占めており、京都は適当な統計資料がない。文政期の江戸市中において全世帯の70%が借家であるという数字が算出されているが、これと比較すると大坂の借家率は突出している。

「町」レベルでみると、奈良の東向北町では元禄11年に家持29世帯・借家7世帯であるが、19世紀以降は家持46世帯・借家71世帯と借家化が進行している。京都の六角町では寛永12年段階で家持31世帯・借家10世帯、延宝2年(1674)段階で家持27世帯、借家5世帯と、江戸時代前期には圧倒的に家持の比率が高いが、明治9年(1876)では家持14世帯・借家28世帯と逆転している。大坂の菊屋町では寛永16年段階で家持8世帯・借家11世帯、万治2年(1659)に家持12世帯・借家13世帯と、家持と借家の世帯数が拮抗しているが、18世紀にはいと正徳3年(1713)段階で家持24世帯・借家171世帯と借家が圧倒的に多くなり、以後は同様の状況が継続する。同じく升屋町では、天保6年(1835)に家持21、借家234、空借家22、人口1,037人を数える。

史料上の制約もあって同一には論じられないが、3都市を比較すると、都市レベルにおいても「町」レベルにおいても、早くから大坂の借家率が高い。これは前述の大坂三郷の人口動態と連動していることが指摘できよう。この増加分が裏借家に吸収されたことはいうまでもない。

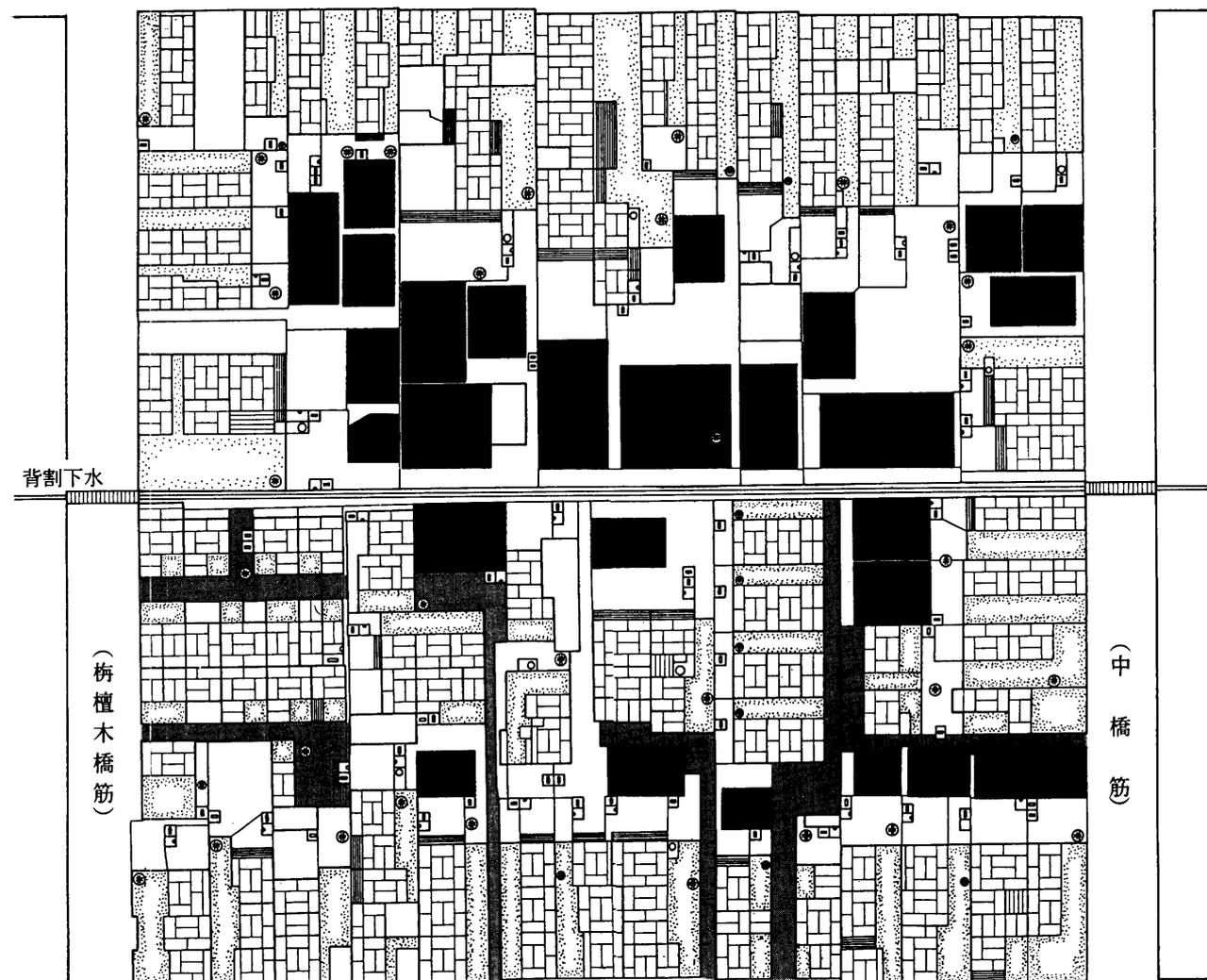
家持と借家人の居住年数についてはすでに京都の六角町、大坂の菊屋町、奈良の東向北町における人口動態を検討した(前稿参照)。それらを比較検討すると家持は奈良の定着率が最も高く、ついで京都、大坂の順となる。借家人の動態はいずれの都市も似た傾向を示し移動性が激しいが、表借家人は裏借家人に比べて定着率が高い。

## 3. 「町」の空間構成と生活共同施設

### (1) 「町」の空間構成と集住形態

「町」の空間構成については京都・大坂・奈良の個別「町」を取り上げてすでに検討したが(前稿参照)、それらに共通していえることは、宅地の形状はおおむね間口が狭く奥行の深い、俗に「鰻の寝床」と呼ばれるものである。敷地の表側には町家を配置し、表通りに面して軒を連ねる都市独特の町並みが形成された。一方、宅地の裏側には土蔵を建てたり、路地を通して裏長屋を配置しており、細長い土地を高密度に利用している様子がうかがえる。前稿では史料上の制約から宅地割を中心に検討したので、ここでは具体的に建築形態および集住形態が判

道修町三丁目南側



平野町三丁目北側

図1. 「愛日学区建家取調図面帳」復元図 道修町三丁目（一部）および平野町三丁目（一部）。  
濃い網目は土蔵，薄い網目は路地を示している。

明する史料として、北船場に位置する大阪愛日学区「建家取調図面帳」（明治19年の年紀をもつが、近世の様相を伝えたものと判断される）を紹介したい（図1）。

図に示した道修町三丁目の南側および平野町三丁目の北側では、東西の通りに面して通り庭をもつ町家が並び、宅地の裏には土蔵・納屋が設けられている。また南北の筋に面しては土蔵や納屋をもたない小規模な表長屋（長屋建が多いのは大坂の特徴である）が並び、路地をはいた奥には、裏長屋が密集している。町の視点で見ると、通りをはさんだ両側に町家が軒を連ねた町並みとしてとらえることができる。一方、1つのブロックに注目する

と、通り・筋・裏の3つの空間に分かれ、通りには戸建町家、筋には表長屋、裏には裏長屋と土蔵が配置され、重層的な集住空間を構成していることが読み取れる。なお町式目の借家の出銀規定によると、表側（通り）、横町（筋）・浜側、裏借家の3つに分類され、出銀の比率は4：3：2に定められており（権右衛門町町式目）、空間的な階層差をうかがう指標と考えることができる。

「町」の共有空間としては、表の道路と溝があり、町が共同で管理を行っているが、表通りにおける公空間と私空間の境界は軒下の溝石とされている（道頓堀立慶町町式目）。町の裏側を流れている背割下水（下水道）は裏

の町との共同管理空間であった。京都・奈良では隣町との境にある四辻が複数町にまたがる共同管理の空間であり、ここに建てられた木戸門も共同管理の都市施設であった。また大坂の複数町にまたがる共同管理の都市施設は町橋と火の見櫓であった（前稿参照）。

「町」の共有施設としては町会所、町木戸、番部屋、垣外番小屋、髪結床、地藏堂、塵芥溜などの建物を挙げることができる。京都「下京四番組絵図」（図2・同図は明治2年の作成であるが、近世の特徴をよく伝えている）によると、街路上に並んだ共有施設（組内28カ町に番部屋35、地藏堂15、髪結床7、物入小屋5、塵溜25など）、および町並みの中に1宅地を占めている町会所の配置がよくわかる。このうち奈良・京都・大坂における町会所の成立と展開について順番に検討したい。

## (2) 共有施設としての町会所

奈良の町会所については『奈良坊目拙解』に

凡、南都町会所或ハ神社或ハ仏像堂宇各有之、是天正慶長年前未齊民屋而多ハ為孤邑一郷、故ニ神宮寺或艸堂会合所焉、於此雖及町並繁多、猶有其余風云々。

と紹介されており、中世の郷の時代から祠や堂に集まったが、後世これが町会所に発展していったと述べている。実際、『大乘院寺社雑事記』によると康正3年（1457）の記事に「元興寺ノ前ノ薬師堂ノ郷（中略）毎事惣郷事、トネ相催テ薬師堂ヲ集会所ニ令沙汰会合評定スル也」とある。この薬師堂の本尊は元興寺の一院の本尊であったとされ（『奈良坊目拙解』）、本来は元興寺の支配下にあったものだが、近世には町会所として存続している。慶長7年（1602）から9年の検地水帳によると、奈良町11カ町のうち4カ町、およそ半の町に町会所があったことが判明する。そして『南都年中行事』によると

寛永の頃以後は、町人家造等美しく花奢になり、一町宛に木戸門で境界を正しくして、町毎に各宿老年番役を撰んで司らしたので、諸事町役評定する寄合所を造り、これを町会所とした。

とあり、寛永年間に町会所が一般化したことを知ることができる。寛文10年（1670）の「奈良町北方式拾五町家職御改帳」によると、書上げが残っている21カ町のうち13カ町、すなわち半の町に町会所が普及しており、『南都年中行事』の記事を裏付けている。

町会所の機能については『南都年中行事』正月14日の項に「奈良町方参会」として

民屋の町々はこの日その町会所に集まって宴を設け、その町内の諸事祝儀礼銀等を納め、あるいは新しく会所の列座につらなる人はこの日より交りをする。

とあり、また正月21日や2月15日の項では春日講や涅槃講が町会所で行われたことを記している。元禄3年の井

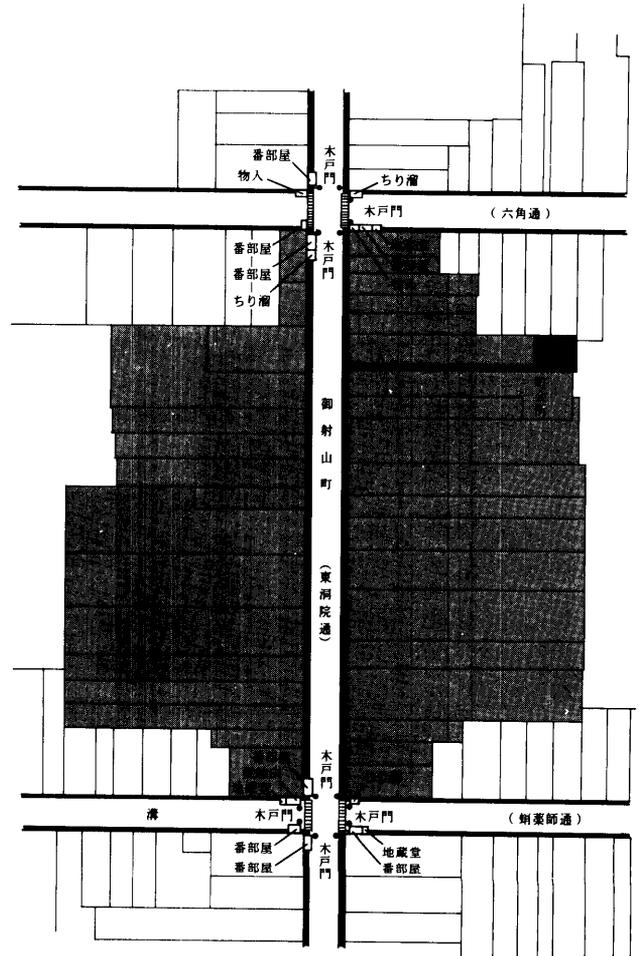


図2. 京都の四辻と共有施設の配置  
「下京四番組絵図」(部分)。  
網目の範囲が御射山町の町域を示している。

上町「会所道具覚」をみると、観音・地藏・涅槃図などの信仰対象、椀29人前・皿20枚など共同飲食の道具、双六盤・碁盤・将棋盤といった娯楽道具をそろえていた。このように奈良の町会所は寄合の席であり、信仰の核であり、共同飲食と娯楽の場であったことがわかる。

つぎに京都の町会所の初見史料は文禄5年（1596）に定められた鶏鉾町の「定法度起請文」に「於会所談合之刻不罷出、以来何かと申候とも承引有間敷事」とある。同じ時期、冷泉町では町会所という専用施設はなく、町内の町家で寄合をもっている。また饅頭屋町では天正16年（1588）ころには町会所の記載はなく（軒別調）、50年後の寛永19年には「会所、左兵衛」が町の住人とともに署名をしており、天正から寛永の間に町会所が成立したことがわかる。明暦2年（1656）京都所司代が出した触れに「毎月二日に於会所諸事吟味致すべし」とあり、この時期から町会所が普及していったと考えられる。

京都の町会所の機能は『日次紀事』に「毎月、洛中一町毎に会所に聚り、天下法令を読む。是二日寄合と称す」とあり、毎月2日には町の会所に集まり、町奉行所からの触れを読み上げて相互確認し、町内の様々な問題を処理する町政執行の場となっていた。日常の町会所は「京

師ノ会所守ハ髮結ヲ常ノ業トス故ニ宅表ヲ髮結床トシテ座敷ヲ会合ノ席トス』(『守貞漫稿』)とあるように髮結床を兼ね、町内の情報が集まる場になっていた。さらに祇園会には鉾町の会所は神事・祭礼の拠点になっていた。

大坂の町会所に関しては、元禄8年の統計では大坂三郷551町のうち253町に町会所があり、三郷の中心地である中船場や天満では7割の町に町会所が設けられるなど、会所施設の普及ぶりがうかがえる。『浪華百事談』に町々年寄は其町の会議を行ふか、又は毎月判行と云ひ、町内に住居せる者の戸籍帳に捺印せしむなどの時に、出頭する所の家を毎町に設く、是を会所とよび、其家には物書を雇ひ置く、其者を会所守り、亦是町代とよびしなり。

と町会所の役割を紹介している。町会所には町政にかかわる水帳絵図・宗旨巻・人別帳・寺々印鑑帳・証書類・御印付訴状・家質割印帳・困米切手・諸用留帳・目安帳・入札帳・廻状留帳・町中申合連印帳などの諸帳簿が保管

されていた。

近世の奈良・京都・大坂にはともに町会所が設けられていた。その成立事情をみると、奈良では中世に遡り杜寺の堂宇を利用した郷の会所に起源があり、近世前期の都市化とともに町会所に発展した。京都の町会所は戦国末期における町衆の自治の伝統を引き継いだ施設として恒常化され、近世前期には統一政権の町支配の末端に組み入れられた。大坂の町会所は近世前期の都市建設の過程で設置されたもので、元禄期には船場など中心の町に普及した。このような差異はそれぞれの都市の成立事情を反映したものと考えられる。

町会所の機能は、土地台帳や住民台帳などの行政資料を保管し、奉行所の触書きを伝達するなど、町奉行所による行政業務の一翼を担っていた。同時に「町」共同体の意志を決定する「町」自治の会合所としての存在意義があり、さらに神仏を信仰し、祭礼を行う核となるなど、都市生活の中で大きな位置を占めていた。

### 史料1 中立売町式目

定

- (第1条) 御町の汁、五月十一日、十一月十一日、頭役五人宛。膳部ハ汁壺ツ、精進之菜ツ、魚物二種、酒五返也。(以下略)
- (第2条) 日行事五日宛、但五人つゝ也。右五日之中、何事出来候共、当行事として相さは裁き、さき(先)之行事へ加へへからず。(以下略)
- (第3条) 町ニて之用所之儀ヲ、五人之行事衆前之ことく可有御聞候事。
- (第4条) 当町家之売買之事、家御買候以前ニ、十人組衆へつけ届候而、十人組御寄合候て御同心之上、一町会所へ寄合被成、惣評儀ニて吟味被成、御かわせ可被成候。惣町御合点無之候ハ、御かわせ有間敷事。万事之談合評議多分ニ可有御付候事。
- (第5条) 初而当町家を御買被成候衆ハ、内請外請両人可有御立事
- (第6条) 当町家を御買候方より、拾分一可被出事。
- (第7条) 家替之事、町中ニて被成候ハ、拾分一御取有間敷事。但、上打之銀出申候は、其分之十分老可在御出事。
- (第8条) 本屋之屋敷つかれ候事ハ、両隣之地形を見合、両方ニ高下候ハ、中分を以つかすへき事。但、書院屋敷ヲ隣之境高成候ハぬ様ニ可被成候。若、屋敷之儀ニ付出入候ハ、町中として裁判可被仕事。
- (第9条) 誰々ニよらず、声高ニおいてハ、其家へ当町中衆中出合、相さはくへき事。
- (第10条) 当町糸商、呉服之外一切家職被成間敷事。若、押而此外ニ被成候ハ、町中として堅可被仰理候。但、今日迄仕来られ候家職ハ、不及是非候。それも表ニて呉服之商被成候故御堪忍被成事。
- (第11条) 町へ初而家御買候て御出候人ハ、樽代老貫文御出シ可被成候。前廉町ニ御座候て、家ヲ売御のき候て、又家ヲかい町へ御帰參被成候ハ、是も老貫文
- (第12条) 老軒之家ヲ式軒ニ仕分御住居候事、堅御無用也。
- (第13条) 家ヲ買副、老ツニ被成事。三軒迄ハ老ツニ被成候事、古より在之儀ニ候。右三軒之外、老ツニつぶし申儀、堅法度之事。
- (第14条) 柳屋宗久、雁金屋元庵、松屋弥兵衛、居被申候家ハ、先規ヨリくゝり錢、汁之頭、夜番、右三色半役也。此外ハ、皆町並也。
- (第15条) 奉公人衆并後家ニハ、家かわせ不申事、前々より之儀也。
- (第16条) 借家請人之事。兩人宛吟味之上ニて、儲成者可御取候。判形ハ、十人組、行事、家主より見せニ可被遣事。請人無事ニ居候事ハ、毎月家主より改メ可申事。
- (第17条) 二階へ火とは(灯)す事、用所有時ハ各別之事也。用所ヲ叶候ハ、其儘消し可被申候。夜番之者見付候ハ、とかめ可申候。其時人なく候か、又ねいり候て一言二言之内ニ返答不仕候ハ、為過錢前々より之定ノことく、銀老枚見付候夜番之者之方へ、火とはし申候奉公人手前より出し可申事。
- (第18条) 久右衛門給分之外、家御買候方より銀子五匁、子婦取婚取五匁宛、烏帽子着髪置三匁宛可被遣事。右十八ヶ条ハ、当町ニ前々より所被定置之法令也。

#### 4. 町式目と勘定仕法

##### (1) 町式目とその内容

近世の「町」は封建都市支配の最末端の単位組織とされる一方で、家持層による家屋敷の共同保全を目的とした地縁的共同組織としての性格をもっていた。彼らは町政を自治的に運営していたが、その自主的な結合のあらわれの1つが町式目である。従って町式目の規定には2つの側面がある。1つは封建制の支配機構の末端に連なって行政的な役割を担う機能である。もう1つは住みよい町づくりを行う地縁の共同体内部からの自生的な自治機能である。ここでは主に後者の性格に着目して、奈良・京都・大坂の3都市の町式目を比較検討したい。

町式目は町定とも呼ばれ、家屋敷の売買・譲渡、養子・縁組、元服・代判付・家守付などの時に、本人が町や年寄その他に出す町切銀・振舞料を定めたもので、古くは慣行に則って行われていたものが、追い追い成文化されたものである。勘定仕法は公役・町役を含めて町人が負担すべきものの賦課方法を定めたもので、京都では町式目の中に含まれているが、大坂では町式目とは独立して詳細に成文化されている。

代表的な町式目として、京都「中立売町式目」を紹介しておく(史料1)。これは全文18箇条からなり、年紀の記載はないが明暦2年改定以前(17世紀前期ごろ)のものである。内容を分類すると、第1条は町汁すなわち町の寄合について、第2・3条は町の役職についての規定、

第4・5・6・7・11・15条は家の売買に関する規定、第8・12・13条は家作普請、第9条は迷惑行為、第10条は居住者の職種規制に関する規定、第16条は借家人に関する規制、第17条は防火に関する規定などである。

町式目には町の居住地管理に関する規定が多くみられる。そこで奈良・京都・大坂に現存する町式目を管見の限り蒐集して、その項目内容を分類したのが表1である。「自治」は住民の構成と組織など自治機能に関する項目、「規制」は社会的安定と空間的安定に関する規制、「生活」は集住生活の円滑な運営に関する居住地の生活管理規定、「維持」は居住地空間の維持管理に関する規定、「財政」は町財政の運営規定の略語である。表2は主な町式目を成立年代順にまとめ、その内容を整理して、該当する項目に○印を付したものである。

つぎに現存する町式目から、奈良・京都・大坂の特徴を検討したい(表2および前稿の表1参照)。まず町式目の残存数をみると、奈良は少なく、京都・大坂に多く残っている。また1つの町式目に収められた項目数とその内容をみると、奈良では項目が少なく、内容も比較的簡単である。大坂では項目が多く、また内容も詳細にわたっている。京都は項目、内容とも、奈良・大坂の中間的な位置にある。こうした傾向はそれぞれの都市における都市化の進行と無縁ではないと考えられる。とくに奈良に町式目が少ないのは、家持層が多数を占め、住民の移動が比較的少なく、成文化されない慣習法でコミュニティが十分に機能していたことを思わせる。一方で、大坂のように住民の移動が激しく、借家層が多数を占める町では、詳細な規定が必要とされたのであろう。

編年的にみると、京都では天正16年(1588)3月の冷泉町「家うりかい定之事」が最古のもので、文禄・慶長期に遡るものが相当数確認できる。奈良は町式目そのものの数が少ないが、古いものでは寛文13年(1673)のものがある。大坂で最古のものは元和末年の農人橋一丁目の町式目である。とくに京都に古い時期の町式目が存在するのは、戦国期において町衆自治を経験した伝統によるものであろう。また初期のものはいずれも項目が少なく、その内容も家の売買に関するものが中心で、当時の「町」共同体の関心がどこにあったのかを示してくれる。

17世紀後半期になると、京都・大坂では項目数も多く、内容的にも整備された町式目が登場する。京都では明暦年間と享保年間に町式目が多く作成・改定されている。これは京都町奉行所によって「町」支配が強化された時期とちょうど対応している。一方、大坂では18世紀中期以降に町式目が急速に整備されている。近世城下町として出発した大坂では、この時期になって「町」共同体が成熟してきたことを思わせる。

項目別にみると、3都市とも共通して多いのは家の売買・相続に関する規定である。奈良に少なく、京都・大

表1. 町式目の項目内容分類表

分類	項目	内容
自治	(触れ伝達)	法令遵守・訴訟之事
	(町の役職)	年寄之事・相談衆之事
	(寄合)	寄合之事・町汁之事・会所寄合
	(対外交渉)	隣町との協定
規制	(家の売買)	町衆家買申次第・家之売買之事
	(家の相続)	跡目之事・養子之事・譲状之事
	(借家人規定)	借家之事・借家出銀
	(職種規制)	職種規制
	(家作規制)	家作・屋敷地の分割
生活	(迷惑・紛争)	騒音・口論喧嘩・捨子・ばくち
	(相互扶助)	相互扶助
	(親睦・交流)	講・レクリエーション
	(防火・消火)	夜番之事・出火有之時・町火消
	(町内止宿)	留守にする時・宿借之時
維持	(普請)	道普請・溝修繕・橋修復
	(共有施設)	木戸門・町会所・髪結床
財政	(町会計入用)	町入用銀
	(入用銀割方)	棟割・間口割・軒役割

表2. 主な町式目の項目内容一覧

町名	年代	自治				規制				生活				維持		財政	
		触れ	役職	寄合	交渉	売買	相続	借家	職規	家規	紛争	扶助	交流	火事	止宿	普請	共有
<b>(奈良)</b>																	
高島町	寛文13年					○	○										
(某町)	元禄14年					○			○			○		○			
鳴川町	宝暦13年			○	○	○	○					○					
中筋町	享和3年	○	○			○							○				○
<b>(京都)</b>																	
下本能寺前町	文禄3年	○				○		◎			○			○			
鶏鉾町	文禄5年		○	○		○	○	○	○						◎		○
衣棚町	慶長10年					◎	○	○							◎		○
中之町	寛永13年		○	○		○							○				○
清和院町	寛永16年	○	○	○		○	○	○	○				○				○
鶏鉾町	慶安元年	○	○	○		○	○	○	○	○					○		○
中立売町	明暦2年以前		○	○		○	○	○	○	○	○		◎		◎		
中立売町	明暦2年	○	○	○		○			○				◎	◎			
西竹屋町	明暦2年	○											○	◎			
清和院町	万治2年					○	○			○	◎			○			○
長刀鉾町	寛文3年		○			○	○		○								○
小泉町	元禄14年	○	○	○		○	○										○
西上之町	宝永2年		○	○		○	○	◎	○						○	○	○
柳八幡町	享保元年		○			◎	○	○	◎						○	○	○
蛸薬師町	享保8年	○	○	○		○	○	○		○		○	◎	○			◎
塩竈町	享保11年	○	○	○		○				○		○	◎	○			○
二条西洞院町	享保11年	○		○		○		○		○		○	◎	○			○
役行者町	享保13年	○		○				○					◎				○
和泉屋町	享保18年			○		○	○	○	○		○			◎	◎	○	○
芝大宮町	元文5年	○		○		○	○						◎	○			○
南新在家町	寛延3年		○	○		○	○	○	○								○
足袋屋町	明和6年	○	○	○		○	○						○	○		◎	○
大黒町	明和7年		○	○		○	◎	○	◎								○
作庵町	寛政2年	○		○		○			○					○			○
下柳原南半町	寛政8年	○	○	○		○	○	○							○		○
山名町	寛政9年	○	○	○		○			○	○	◎	◎	◎	○			○
西亀屋町	享和3年		○	○		○	○	◎	○				○		◎	◎	○
南新在家町	文化6年	○	○	○		○	○	○	○				○	◎		○	○
姥ヶ榎木町	天保13年				◎		○	○								○	○
丸屋町	天保14年	○	○	○	◎	○	○	○								○	○
<b>(大坂)</b>																	
南米屋町	寛保元年		○	○		○	◎					○	○				○
南米屋町	明和2年		○	○		○	○					○	○				○
(某町)	天明元年	○	○	○		◎	◎	○	○	◎		○	○	○			◎
式本松町	天明3年		○	○	◎	○	◎	○			○				○	◎	◎
道頓堀立慶町	寛政11年					○	◎	○			○						◎
長堀茂左衛門町	文化2年		○			◎	◎	○			○				◎		○
升屋町	文政5年	○	○	○		◎	◎	○	◎	◎		○		○			◎
道修町三丁目	文政7年	○	○	○		◎	○	○	○	◎		◎		○			◎
菊屋町	文政7・12年		○		◎	○	◎	○	○		○				◎		○
南米屋町	天保4年	○				○		○	○	◎			○	○			○
権右衛門町	天保12年		○			○	◎	○				○			○		◎
京橋三丁目	安政3年	○	○			◎		○	○	◎	◎	○	○	○			◎

◎印は規定の内容が詳しく重要なものである。

坂に多いのは職種の規制、防火・消火の規定である。奈良、京都、大坂の順に規定される割合が高くなっているものは、紛争処理・迷惑防止や町並みの規制、町会計の入用・割方に関する規定である。こうした傾向も3都市における都市化の程度や自治の成熟度と密接な関係があると推定される。なお大坂に多いのは借家人に関する規定であるが、これは借家人の人口構成比が高い大坂の特徴を反映したものと見える。

## (2) 居住管理のシステム

ここで主に地域の空間管理にかかわる項目に関して、史料を引用しながら具体的に解説しておきたい。

<自治機能>まず町同士の交渉や協定が注目される。とくに京都や奈良では四辻の木戸門によって囲まれた空間の管理が問題となり、隣町との取り決めが行われた。安永7年(1778)の妙蓮寺前町文書「為取替一札之事」には四辻での捨子や行倒人に関しての規定がある。

隣町四門の間に捨子・行倒・何事に寄らず入用、四ツ割の事、但し、捨子・行倒ものの居場所ちかき町より世話致すべく候事。

つまり居場所に近い町が世話をし費用は4等分している。奈良では四辻における死鹿の処理が大きな関心事であった(前稿参照)。また隣町と共同管理のものは管理費用について定めている。大坂の二本松町の天明3年(1783)町式目には木戸門の入用・割方について、

南の門入用は當丁内限りに出銀なり。

北の門は普請並びに修復入用とも、高橋町、當町、両町へ相掛り候事。

北東横町にこれある門は、宮川町、當町、両町へ相掛り候。

とあり、町境にある3つの門のうち、南の門は当町が全額負担し、北の門は高橋町と、北東の門は宮川町と折半するという内容である。これは具体的な町の形態を念頭においた合理的な協定になっている。

このほか、数町にわたる共用施設である町橋についてもその割方を規定している。元文4年(1739)に心齋橋を架け直した時は、その町ごとの比率は鋤屋町を1とすると、木挽北之町は0.9、木挽中之町は0.81、木挽南之町は0.729、菊屋町は0.6561と、橋から遠ざかるほど1割ずつ負担が減っていった(前稿参照)。

同様の考え方は、町内部における割方にもみられる。菊屋町の町式目には町橋の負担額に関する規定があり、町のメインストリートである心齋橋筋から直接つながる戎橋・心齋橋については町内全体が負担している。その割方は、戎橋では橋に近い南半分をまず間割として、北半分では1割少なくし、心齋橋はその逆で、北のほうが負担が大きくなっている。一方、木綿橋は、橋へつながる道と心齋橋筋とが交差する所の両角家が全体額の半分

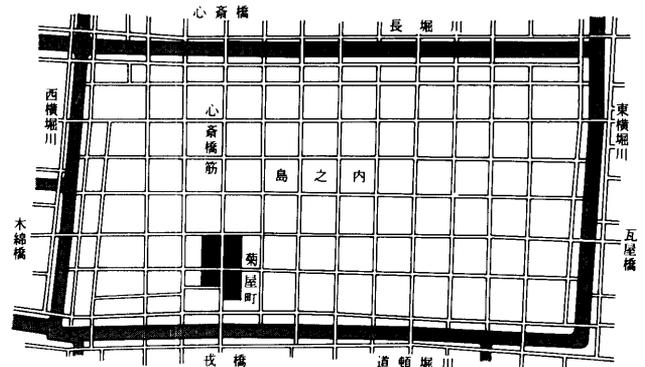


図3. 菊屋町と町橋の位置

を負担し、残り半分は町の北側部分に割付けられていた。町から橋までの距離、利用状態を踏まえた、合理的な割付けといえよう(図3)。

<社会的・空間的規制>社会的安定に関する規制では職種規制が注目される。これは町でのお互いの生活を維持するためだけではなく、時には近隣の町との共存関係を図って決められていたと思われる。大坂の道修町三丁目では「家屋敷売買、町並不相応に売買仕まじき事」と抽象的に規定しているが、具体的に禁止されている職業をみると、つぎの3つにまとめることができる。

- ①火を多く使う職業、可燃性の高い商品を扱う職業(風呂屋、絞油屋、薪屋等)。
- ②人が多く集まるような職業(寺院、宿等)。
- ③以前より町内にある職業。

①は火事に対する事前対策である。②は不特定多数の人が町へ出入りすることを嫌ったためと思われる。③は同じ職業同士で競争することを防ごうとするものである。ただし、この反対の考え方が同業者町の形成であり、③については、規制している町とそうでない町に分かれる。

一方、空間的安定に関する規制では、家作・町並みに関する規制がある。京都では中立売町式目の第12・13条にあるように、家屋敷の売買に際してみだりに敷地を分筆したり、合筆することを規制し(ほかに衣棚町式目など)、また隣町への売却も禁じている(ほかに長刀鉾町式目、柳八幡町式目など)。町並みに関しては、中立売町のものが地形じきようの高低について規定しているが(第8条)、万治2年の清和院町式目にもつぎのような規定がみられる。

- 一、家作事仕り候は、地形つき申す節町中相談仕り、上下むかうを見合い、町並能き様に仕べく候事。
- 一、表蔵、堅く法度の事。

大坂では某町の天明元年の町内式目に、

- 銘々家普請の節は、年寄両隣へ相断り、双方立合、根石相改め申すべく候、地築致し候は、町並宜様に年寄の差図請くべく事。

と同様の規定をしており、また道修町ではさらに詳細に定めている。

一、地形の儀、古例の通り水上新き地形より壱寸下り致すべく候事。但し、地形相極め候節、両隣立会い、見分の上相定め申すべく候事。

一、表通りの土蔵、并に釣格子の儀、年寄并に近所の了簡を請い、普請致すべく候。惣て表通り拘り候繕にても、我儘に仕まじき事。

ここでは土地が緩やかな傾斜地となっているので、地形の際に1寸ずつ傾斜に沿って下げていくように決めている。こうすることで水捌けも良くなり、また町並みも自然にそろってくるという理屈である。また表通りに面する土蔵や釣り格子は、町年寄や近所の了承を得たうえで造ること、また表通りにかかわることはわがままに振る舞わないことと定めている。後者に関しては南米屋町の天保4年の町式目ではさらに細部に及んで規定しており、

表借家附庇又者附店の出張相成らず、且つ又、軒下溝石外へ積出物、一切相成り申さず、并に軒先家根等に物干・植木等置き申すまじく候事。

とあって、通りに面する表造作を取り決めるだけでなく、軒下の空間に対する規制がみられる。升屋町の町式目をみると、

家屋敷普請致し候得ば、地方町並見合、格別築上げ申すまじき事、別て家並丁々差し支えの儀は申すに及ばず、町並不景気に相成り候様の普請、一切致すまじく、若し町並に相洩れ候普請は多く出来候上にて、如何躰に御障り候とも一言も申さず、早速建て直し申し候事。

とあり、町並みの軒高を合わせることはもちろん、町が不景気にみえるような造作を禁じ、さらにはこの規定に添わなかった者には建直しを命じている。

家作だけではなく町並みを演出する規定もみられる。南米屋町の町式目では、

祭り挑灯、町内揃致し相渡し候間、其手元にて損じ候は、張り替え成さるべし、尤も変宅の節は町内へ返し申さるべき事。

とあって、祭提燈の統一を定めている。

<生活管理>この項目には迷惑防止や紛争処理、相互扶助、防火と消火などの規則がある。迷惑防止や紛争処理では口論、喧嘩、騒音、行倒人・変死者・捨子などが発生した時に、町が責任をもって解決をした。京都中立売町式目の第9条に騒音に関する規定がみられるが、京都塩竈町では宝暦6(1756)年に、ゆすりの類いに関して、隣近所で協力して解決するよう定めている。

金銀銭無心、其の外何事によらずねだれかましく申し参り候ものこれある節は、其家より向隣近所へ、そと子もの下女にても御案内成さるべく候。案内候

は、家持・借屋に限らず、早速近所より皆々立寄り、無事に事済み候様に、常々相互に其の旨御心得置き成さるべく候事。

下本能寺前町では住人の喧嘩について、

一、町衆喧嘩口論いさかひの事、町中として異見せしめ相済み申すべき事。過銭として、双方より百文ツ、出し申さるべき事。

一、女子共いさかひ口論仕り候事を取上げ、夫とかく存分申に付て、町中として申付くべき事。其の上御法度の儀に候間、御奉行へ申し上ぐべき事。

と定めており、1項では喧嘩両成敗で町として罰金を取り立て、2項では女子供の喧嘩に男が口出しすることを戒めている。さらに山名町では、

町中の仁同士、口論又は不和ニ相成り候は、其訳存ぜられ候仁より、役目衆申し入れられ候て、右挨拶をいたし、和談致させ申すべく候事。但し、挨拶聞入れ申さざる仁は、町中省き、同席致すまじき事。と紛争処理の仕方まで定め、それでも聞き入れない住人は町中から省くとまで定めている。

つぎに相互扶助は同じ町で生活を営む以上当然のことであるが、成文化したものがみられる。享保8年(1723)の京都蛸薬師の町式目に、

町内の義は親疎に限らず、互に睦敷く致すべき儀に存じ候。難儀の事出来候節、又は孤独の人などは互に相救候様に相心得、諸事念此に相交わるべき事に存じ候。

と示されている。中之町では、

身上不如意にての儀は勿論、左なく候ても商売筋の入用に付、銀子調達致したく町中御頼みこれあり候は、其聞届け、時の年寄五人組印形次ぎ申すべく候。

と、具体的に経済的救済まで規定している。ここでは町内困窮者のために町役が保証人に立ち、町中がその返済にも関与する可能性が示唆されている。相互扶助の規定は大坂では事例が少なく、わずかに京橋三丁目に、

町内丁人互に熟懇に仕り、銘々我儘これなき様、兼て睦敷く、并に家内・親子・兄弟・諸親類・主従・傍輩等迄も無作法これなき様相慎み申すべく候、惣て借家中へもこれに准じ候様にと申し聞け候事。

とある程度である。都市化が進んで地域的なつながりが薄い大坂の特徴かもしれない。

また近世の都市生活で有事の事態といえ、火災である。町式目の中には防火・消火に関する規定が多くみられるが、最も古いもので、かつ完備した内容をもつものに、元和6年(1620)の京都冷泉町の定がある。

一、自然火事出来仕旨候時、亭主手桶を持ち、火の本へ寄るべく候。若し初中後、其の所出入ず人は、くわせん(科銭)として銀子参拾枚出すべく候事。

一、借屋衆中の御出なく候は、くわせんとして銀子拾枚御出しあるべき事。

一、火事出来候家々、こくちより式間め迄を、惣中として家をこほしきり、後に惣中より本のこくち、すこしも相違なく立なをし返し申すべく候事。

一、町中の中より火事出来候は、両方二間つゝ、以上四間はこほし申すべく候。其の時、其の家主一言も違乱申すまじく候。去りながら火の本・風上は式間、風下は五間、向ひは三間の亭主はそとへ罷出ず候共、くわせんはいたし申すまじく候事。

一、西東へたてなく、何事にても同事によりあひ、火をけし申すべく候。家の義も口にこほし、又立なをし候義も、西東として仕るべく候。

ここでは火事が発生した時には、家持・借家人を問わず、消火に駆けつけることを定めており、不参の者には家持と借家人では3：1の比率で罰金が科せられている。また出火家屋の隣や向いの家主は家財の整理があるため、消火を手伝う必要はないとしている。

他町の場合にも同様の規定がみられ、たとえば「風上隣三軒、風下五軒は、内を取置き申すべく候」(明暦2年中立売町式目)、「火元両隣、風上三軒、風下七軒、向三軒は面々家内取置き」(享保13年役行者町式目)などおのおのの町の事情に応じて不参が認められる範囲が定められた。当時の消火はこぼち方式であったが、冷泉町では延焼の拡大を防ぐために「惣町中」が周辺家屋を破壊し、鎮火後は建直し費用を町で負担すると定めている。これは町の相互扶助ともかかわる規定として注目される。

<共有施設の維持管理>町の共有施設としては町会所・木戸門・番小屋・溝などがあるが、これらの作事や維持管理には各町で工夫を凝らしていた。京都では享保18年前後の和泉屋町式目に「町内普請の儀、裏表共間口に割り、年寄共に割合を申すべき事」「門・橋普請料、間口割たるべく候」とあるように、新築の場合は負担額を主に間口割(後になると敷地面積割)に掛けた例がみられる。

溝さらえの費用に関しては、表側の溝は町内の各家が間口割で負担し、裏側の溝は裏隣の町と折半したうえで、各町内では間口割で分担した(天保14年丸屋町式目)。

一、裏溝さらへは当町・玉本町申合、諸入用二ツ割に致し候事。(中略)間口壱間に何程と割掛け申すべき事。

一、表溝さらへは町中残らず懸り申し候。割合右に准じ申し候事。

大坂でも道修町の町式目のように、

町境門并に会所屋敷普請之節、年番の者より得と相糺し取計り申すべし。尤も、右入用町中役割出銀取計り申すべき事。

と町有施設に関する費用や入用銀の割方を定めている。

以上、「自治機能」「社会的・空間的規制」「生活管理」

「共有施設の維持管理」という側面から町式目の内容を具体的に説明し、個々の項目の中で必要に応じて「費用負担の方法」についても触れ、近世「町」共同体における居住地管理のシステム的一端を紹介した。隣家と軒を接した高密度な居住空間を形成し、家持と借家人という階層を内包し、流動性の激しい都市にあって、共同生活を維持し、良好な生活や環境を維持するためのシステムが「町」単位で編み出されていたのである。

## 5. 近世の「町」から近代の町内へ

### (1) 「町」共同体の変質と分解

近代になると「町」を取り巻く環境は大きく変化し、「町」共同体の変質・分解は決定的になっていった。それはつぎに挙げる3つの側面から考えることができる。

第1は居住地管理機能の縮小である。明治中期から都市の産業・経済活動は飛躍的に拡大したが、その活動はそれまでの都市の社会・空間構造の枠を大きく逸脱するものであった。新しく造られた産業・都市施設は大規模化を志向し、莫大な資本投下と労働力を必要とした。

近世の都市では政治・生活の諸要素が「町」という一定の範囲の中で完結性をもっていった。しかし生産手段が巨大化・広域化すると、従来「町」共同体の中で果たされていた居住地管理機能は次第に意義を失い、広域にわたる行政機能が求められるようになった。「町」の役割は薄れ、同時に国家権力による統治を支える諸制度が整備され、国家と個人とが直接に対峙する構図が明確になるにしたがって、「町」の機能は縮小していった。

第2は居住地管理機能の変質である。「町」共同体の居住地管理機能のもっとも重要な変質は貨幣経済の発達によってもたらされた。町役や公役を金銭で負担する方法が一般化していったのである。労役などの具体的・直接的負担が金銭による負担に移行したことによって、「町」の行政的機能と負担とが分離し、間接的になった。「町」の居住地管理機能が近代的な経済原理の中ではたらく条件ができ、その居住地管理機能を「町」以外の主体、たとえば近代国家が執行することを受容する素地がすでにあったと想像される。

また近代化に伴って所有概念が大きく変化した。近世の町有施設や管理者のあいまいな施設は「町」共同体という集団の存在を前提として成り立っている面がある。ところが近代の民法においては、商品の流通を円滑に進めるために個人所有の原則があり、共有状態を特異な状態であるとみなしている。近代法における共同所有の忌避は、「町」共同体が財産を所有し空間を管理することを公的に認知しないことでもあり、裏返せば「町」共同体自体の否認にもつながるものであった。

第3に「町」共同体の構成員の変質である。近代化により都市には労働者と給与生活者(サラリーマン)とい

う新住民が大量に流入し、人口構成は大きく変わった。彼らは全く新しい生活スタイルをもつ住民として現れた。近世における「町」の住民は生産と生活を同一の場にもっていたが、近代以降職場と住居とは分離していった。地域は、住むだけの地域と働くだけの地域に色分けされ、近世「町」共同体の重層的な社会構造は崩壊した。

身分の平等化も進んだ。近世の「町」運営は基本的には家持が主体であった。法制度によって借家人の権利の向上と家持の権利の相対的な低下が決定的になると、家持が町の運営にかかわる意義はさらに薄くなり、在来の社会秩序は不安定になった。近代における町の運営・機能は、町の社会・空間構造の保持・管理を主な目的とするのではなく、一般住民を対象とする行政末端としての役割が一層鮮明になってきた。

## (2) 居住地管理機能の動向

「町」共同体の居住地管理機能の大半は都市の近代化の中で失われ、あるいは国家を中心とする行政制度の中に吸収された。しかし諸機能の多くは近・現代的な変容をとげたものの、その変容結果は「町」のもっていた居住地管理機能をそのまま代替するものでは必ずしもなかった。そのことは今日において様々の新たな問題を生じる潜在的条件ともなったと考えられる。

つぎに近世における「町」の管理機能の分類に基づきながら、近代以降の動向をみておこう。

**<自治機能>**「町」の執行機関は家持・家守の中から選ばれた町年寄などの役職であった。近代以降、これに対応するのは町会長以下の役職であるが、その役割はきわめて限定され、かつての決定権と執行能力は失われている。地方自治体に大半の権力が移動したからである。

また、近世の「町」は行政単位として主体的な活動を行い、他の「町」に対しても交渉することのできる独立の立場を保っていたが、近代以降の町内は、自治体の中の1地域を占めていて、一方的な行政の対象となっているに過ぎない。「町」がそれまで好むと好まざるとにかかわらず関心をもち、交渉をもつ必要のあった課題の多くは、その必要性がなくなったのである。

**<社会的・空間的規制>**近世には「町」運営の安定を図るために、「町」への出入り、家の売買についての確認を要したし、「町」の成員となるためには手続きを要した。しかし近代の資本主義や個人主義的原則のもとでこのような条件が不要になったのは当然である。

借家人規制も、身分の平等化によって不要となった。大正期に家主と借家人の権利関係について借家法・借地法が定められたが、借家人は家主との関係を除けば持家居住者と同等になった。

一方、近世の職種規制は「町」の社会的安定をも意図したものであるが、その内容は近代の用途地域の指定に

つながるものである。近代の用途地域は、都市計画事業推進のために地域の基本的性格づけを行うことを本来の目的としたものである。近世の職種規制は部分地域の最善を追求する個別地域の規制であり、近代以降の用途地域は都市全体の調整を主眼としたトップダウンの規制であるところに性格の違いがみられる。

また近世の町並みに関する家作規制は幕府の意向に即したものであるが、近世においては地域独自に規制手段を講じることだけが、自らの環境を保全する術であった。ところが近代以降、建築規制は国家の制度として整えられ、急速な近代化・都市化に適合した建築規制の法制化が精力的に進められた。その結果、全国一律の国家法が着実に運用され効果を発揮するにつれ、かつての「町」のもっていた規制の必要はなくなり、同時に地域と規制内容との明白な関連性も見失われていった。

**<生活管理>**生活管理について「町」がもっていた機能は、今日ではほとんどなくなっているといつてよい。「町」内部での紛争処理や外部から内部への迷惑への自衛手段は「町」の内外を区別することを前提としている。法のもとの個人の平等、個人主義が確立されるにつれて「町」は存在意義を喪失して地位は低下した。「町」はその地域内の個人を統合する根拠と能力を失い、調停機能も自衛機能も形式的には停止するに至った。

相互扶助はもともと困窮時の集団保険としての性格があった。今日でも冠婚葬祭のしきたりとして残っている地域があるが、経済的に豊かになり、個人的な貯蓄・保険や社会保障制度が整備されるにつれて、地域の相互扶助の必要も薄れてきている。また生活援助的な相互扶助も、個人責任原則を超える部分については広域行政的に対応する社会福祉の仕組みが形成されてきた。

**<共有施設の維持管理>**近世の大坂において町橋の普請は関係諸「町」の共同負担とされたが、明治初頭になるとこの考え方は一転し、大阪府が周辺地域全体に費用負担をさせることを宣言した。その理由として従来の集金方法が不公平であると指摘されている。明治初頭の時点では大阪の産業・都市活動の状況は近世末期と大きな違いはないとみられるので、そのような認識は近世においてもされていたのかもしれない。近世における「橋掛り町」の根拠は、地元すなわち当事者が都市施設の整備費を多く負担すべきであるという、「町」中心の考え方であった。しかし近代国家になって、複数町にかかわる都市施設は、地元ではなく都市全体に必要なものとして位置づけられるに至ったのである。

「町」内の共有施設についても、共有施設の意義自体が薄れ、居住的地方自治制度の確立とともに「町」共同体による共同管理意識が失われていった。

**<費用負担の方法>**明治初頭においても、町や村でかかる経費は近世と同様の方法で住民への費用賦課が行われ

ていた。しかし明治11年に地方税が法律化され、さらに13年の区町村法では、自治体としての性格を有した区町村の財政について、地域住民の負債・財産、土木事業などは、公共的共有と私的共有とに区別されることになった。これによって、共有概念が公共的に認知されるものと認知されないものと分離された。このような自治体の存立基盤は国家にあり、「町」が住民の生活共同体に基盤をおいていた形態とは異なる。機能的には類似しているが、その根源にはある種の対立関係があった。

## 6. おわりに・近世「町」共同体に学ぶ

近代以降の地域社会は、近世の「町」とは社会環境が全く異なり、それとともに「町」自体の様相も変化した。「町」の管理機能の喪失、変質は社会推移の中で必然性をもったものであった。しかし「町」は、近世社会の地域基盤というだけでなく、地域生活共同体の単位としての役割をも担っていた。近代化の過程の中で、生活共同体としての「町」が保持すべき居住管理機能までもが放棄され、弱体化したのではないだろうか。『町内会の研究』（岩崎信彦他編・1989刊）に次のように記されている。

惣的な共同体結合を優位させていた町や村は、しだいに個別家族の論理、商人の論理を優越させてゆく。

(中略) まさに今日的な町内会への変容の始まりである。土地所有に強く結び付いた地縁的住民共同体から、必ずしも土地所有者でない町内居住者の『住縁アソシエーション』の歴史的出発点が与えられたのである。(しかし近代化によって)日本の民衆が中世以来はぐくんできた町や村の自治の伝統を土壌として、また、自立化を強めつつあった家族を生活の単位として、近代の民主主義を育成することをしなかった (p. 473)。

今日の都市化・人口高密度化によって、居住者が共通に対処すべき対象、相互に調整すべき対象は拡大・多様化している。住縁アソシエーションとしてのコミュニティの現代的再構成と、共通認識の現代的構築が必要となっている。

コミュニティの形成を促すための仕組みとして近世の「町」共同体の状況は示唆に富むものである。住民間の調整作用は「町」の固有の機能であったといえよう。「町」と「町」の間の調整は一層複雑な手続きを要したのであろうが、目標の達成のために居住者の十分な理解と納得を得ることの重要性を考えると、「町」共同体の仕組みは十分に検討すべき点がある。

また、町入用の徴収は身近なものへの経費として明快であり、負担感はあるものの、関与しているという感覚は大きなものであったろう。明治維新直後の京都や大阪で地元町民の出資によって小学校が設立され、学区に対する地元の愛着が深められたことは知られている。たと

え負担が大きくても、その負担が活かされ自分たちの地域に有意義であるという認識があるために、地域社会への参加意識と連帯感とが高められたとあってよい。

もうひとつ、「町」共同体が1経営体として自立的な立場をとり得たことは重要である。「町」においては好むと好まざるとにかかわらず、幕府や奉行所などの体制と「町」の居住者の間に立って、自立的な立場をとらざるを得なかった。それは今日の市町村自治体の立場に近いものであったと推測される。その良否は別にして、コミュニティの十全な存続にとってそのような立場、仕掛けが必要ではないのか。いずれにせよ、近世「町」共同体におけるコミュニティの一層の検討が求められているといえる。

### <研究組織>

主査	谷 直樹	大阪市立大学生生活学科学部 助教授
委員	伊東 宗裕	京都市歴史資料館 館員
	内田九州男	大阪城天守閣 主任学芸員
	鎌田 道隆	奈良大学文学部 教授
	多治見左近	大阪市立大学生生活科学部 助手
	増井 正哉	京都大学工学部 助手